

師崎商工会報

第177号

R元.11.15 発行

日本平 夢テラスと掛川花鳥園

10月28日に師崎商工会企画による秋の会員日帰り旅行を開催しました。

発行／師崎商工会事務局

住所／〒470-3502

愛知県知多郡南知多町大字片名字新師崎 8-3

電話／0569-63-0349

URL／<https://www.morozaki.jp>

E-mail／morozaki@aichiskr.or.jp



目次

NEWSコーナー 2

案内所 3

青年部だより 4

女性部だより 5

税務瓦版 6

愛知県最低賃金・小規模企業共済・退職金制度 ... 7

お店拝見 8

師崎商工会

NEWSコーナー

ホームページ作成サービス「SHIFIT」が
「グーペ全国連版フリープラン」に変わります

全国商工会連合会のHP作成サービス「SHIFIT」が、GMOペパボ株式会社のHP作成サービス「グーペ 全国連版フリープラン」へ移行することになりました。

それに伴い、SHIFITは2020年3月末日をもって終了となります。

長らくご利用いただきました皆様にお礼を申し上げますとともに、終了によりご迷惑をお掛けいたしますことをお詫び申し上げます。

※SHIFITで作成していたHPは、すべてグーペに移行されます。現在SHIFITをご利用の方へは、商工会より改めてご連絡・ご説明をさせていただきます。

【グーペの特長】

①0円でHP作成

グーペは通常、有料プランでのお申し込みとなりますが、商工会会員の皆様限定で無料の「全国連版フリープラン」をご利用いただけます。

②誰でも簡単にHP作成

管理画面からHPのデザインを選んでお店の情報を登録するだけで、簡単にHPを作成できます。お手持ちのスマホやタブレットから作成・更新することも可能です。

③自動でスマホ対応

作成したHPは自動でスマホ・タブレットに対応します。



▲グーペではこのようなHPを簡単に作成できます。商工会会員の方ならどなたでも無料でご利用いただけます。

愛知県の「食と花の街道認定事業」に 「南知多しらす街道」を申請しました！

愛知県では、県産の農林水産物を活用して観光振興などに取り組む団体を「食と花の街道」として認定し、支援活動を行っています。

師崎商工会ではこの度、皆様のご協力をいただき、
大井・片名・師崎・日間賀島・篠島エリアで「南知多しらす街道」を申請しました！
今後、しらす加工業者やしらす料理・製品を扱うお店をPRして
この地域を更に盛り上げていきます！

税務委員会 講習会

8月20日(火)、公認会計士・税理士・中小企業診断士の関根ゆり氏を講師に迎え、「軽減税率の対策とポイント!」と題した講習会を開催しました。



講習会はまず「軽減税率制度とは何か」というところから始まり、続けて対象となる品目について教えていただきました。また、事業運営への影響や請求書等の様式の変更など、事業者に関わってくる部分について詳しく解説いただきました。

今後の仕事に役立つ、とても有意義な講習会でした。

秋の日帰り旅行

10月28日(月)、恒例の会員親睦日帰り旅行を開催しました。今回は「見て楽しみ、食べて楽しむ」をテーマに静岡県へ。晴天に恵まれた中、日本平夢テラス・掛川花鳥園の見学とランチバイキングを楽しみました。



日本平夢テラスでは冠雪した富士山を一望でき、これぞ日本の原風景と言える素晴らしい景色を満喫できました。掛川花鳥園ではたくさんの方と触れ合い、手に乗るほど人懐っこい小鳥達には思わず笑顔がこぼれました。賑やかで楽しい一日となりました。ご参加いただき、ありがとうございました。

無料で事業所をPRできます! 「会員事業所紹介」コーナー



師崎商工会ホームページに今後追加する「会員事業所紹介」コーナーへ情報を掲載いただける方を募集しています。

掲載は無料! 写真・紹介文・事業所情報など、充実の内容でPRします。掲載いただける方は師崎商工会(0569-63-0349)までご連絡ください。

ふぐ吉のイラスト・着ぐるみを無料で使えます!!

イラストをグッズ・商品パッケージ・広報に使ったり、着ぐるみでイベントを賑やかにしたり... 簡単な申請でご利用いただけます。ご興味のある方は師崎商工会までご連絡ください。



案内所

行事予定

◎事業承継セミナー

日時 11月26日(火)
午後2時~
場所 大府商工会議所

◎事業計画作成セミナー

日時 12月3日(火)
午後6時30分~
午後8時30分
場所 武豊町
地域交流センター2F
多目的ホール

◎愛知・知多半島

マーケット2020
日時 1月25日(土)・26日(日)
午前10時~午後5時
場所 愛知県国際展示場

◎食のビジネスフェア

あいち知多半島メッセ
2020
日時 2月6日(木)
午前10時~午後4時
場所 雁宿ホール



青年部だより

奉仕活動

「ゴミ拾い清掃」

10月4日(金)、奉仕活動として国道247号線沿いのゴミ拾い清掃を行いました。

例年は午後から仕事の合間を縫って活動いただいていたのですが、今回は早朝6時から仕事前に開催しました。6名の部員の方に参加していただき、師崎と大井で手分けして掃除を行いました。

当日は雨が心配されていますが、台風も大きくそれ、開始間際には晴れ間も見える上々の天気となりました。強風で道路にまき散らされたゴミを拾い、車窓から見える景色が綺麗になりました。



部員の皆様、早朝からありがとうございました。



若手後継者等育成事業 「事業承継セミナー」

本事業は、若手経営者・後継者の育成を目的に、愛知県が平成28年度から新設した事業です。

師崎商工会青年部では、事業承継が円滑に行えるようにするための資質向上事業として、10月18日(金)午後7時30分より松本中小企業診断士事務所代表・松本久敏先生に講演していただきました。

松本先生は、独立行政法人中小企業基盤整備機構で事業

承継・引継ぎ支援チームアドバイザーおよび事業承継コーディネーターを務めている、事業承継のエキスパート。



松本久敏先生

経営者となる心構えから、期間限定の特例措置の事業承継税制の法人版と個人版や事業承継補助金についてお話をいただきました。



時間の都合上、質疑応答を割愛させていただきましたが、有意義な講習会となりました。

ミナ・フェスに参加

10月20日(日)に、第5回南知多フェスティバル「MINA-FES(ミナ・フェス)2019」を開催しました。前日の準備はどしゃ降りの天気でしたが、当日は晴れ、盛況に行われました。



今回は、師崎商工会青年部はお手伝いで参加しました。

ご参加くださいました部員の皆様、ありがとうございました。



協賛金やリストバンド収益金より、保育園への絵本贈呈が行なわれます。

女性部だより

女性部

日帰り親睦旅行

～名古屋市・御園座～

大須観音ほか

10月15日(火)に毎年恒例の女性部親睦事業として、日帰りバス旅行を実施しました。

今回は名古屋市が旅行の舞台です。初めに、「日本三大観音」の一つとして数えられる大須観音を参拝しました。朝早くの観音は観光客も少なく普段とは違った雰囲気を感じることができました。



⇒大須観音参拝の様子。当日は曇一つない清々しい秋晴れで、爽やかな気持ちになれました。

その後、御園座へと移動し歌舞伎観劇をしました。当日

の演目は「狐と笛吹き」、「双蝶々曲輪日記」の二つでした。

昨年4月に新装開業した劇場では一流の歌舞伎俳優たちの名演が繰り広げられ、二つとも人情劇をテーマにしていたこともあり劇中ではたびたび歓声や拍手が響き渡りました。写真で見せることができないのが残念なほど楽しい時間となりました。



⇒観劇後、劇場前で記念撮影。立派な劇場で和気あいあいと観劇をしました。

その後は劇場からほど近くのヒルトン名古屋でアフタヌーンティーをしたり、市内で買い物を楽しんだり、名古屋市を満喫することができ日々の仕事から離れゆったりとした有意義な時間を過ごしました。

参加していただいた部員の皆様、ありがとうございました。

第41回知多支部 商工会女性部セミナー

名鉄ニューグランドホテルにて、9月10日に知多支部の商工会女性部セミナーが開催されました。

今回は「暮らしを楽しもう！ラクラク節約生活のすすめ」というテーマで講師の和田由貴氏を招き、講演をしていただきました。

「ホンマでっか!?TV」など様々な番組で活躍している和田先生からは、電化製品の選び方やキャッシュレスに関する知識など日常生活に根差した節約の心得を話していただき、90分の講演があつという



間に感じられる程に内容の濃い充実したセミナーとなりました。



新入部員紹介

10月より、大井の「サニーズ南知多店」の池戸千智さんが新たに女性部員の仲間となりました。

これからよろしくお願います。



池戸千智さん

「消費税の 軽減税率制度に 関するQ & A」

知^ってい^て
損^はない
税金^{-Tax-}の話



令和元年10月1日から消費税率が10%となり、軽減税率制度が導入されました。
(軽減税率制度は、酒類・外食を除く飲食料品や週2回以上発行される新聞などを軽減税率の対象品目に定め、その対象品目の消費税率を8%にしたものです。)
軽減税率の対象品目である「飲食料品」の範囲について、理解を深めていただけるよう、いくつかのQ & Aを挙げますので、ご参考にして下さい。

問1 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】… 「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるかき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷などの食用氷は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。
なお、例えば、ドライアイスや保冷用の氷は、人の飲用又は食用に供されるものではなく、「食品」に該当しないことから、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

問2 みりん、料理酒等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】… 酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当しません。したがって、酒税法に規定する「みりん」の販売は、軽減税率の適用対象となりません。
また、料理酒などの発酵調味料（アルコール分が一度以上であるものの塩などを加えることにより飲用できないようにしたもの）やみりん風調味料（アルコール分が一度未満のもの）については、酒税法に規定する酒類に該当せず、「飲食料品」に該当しますので、その販売は軽減税率の適用対象となります。

問3 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】… 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」（以下「医薬品等」といいます。）は、「食品」に該当しません。したがって、医薬品等に該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の適用対象となりません。
なお、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

問4 飲食料品の譲渡に要する送料については、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】… 飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。
なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合は、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります。

愛知県の最低賃金が
令和元年 10月1日から
926^{時間額}円に改正されました。

**28円
UP**



最低賃金制度とは？

働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いに関わらず、すべての労働者に適用されます。

- ※産業によっては、特定（産業別）最低賃金が定められているものがあります。
- ※最低賃金は各都道府県ごとに異なります。
- ※最低賃金より低い賃金で行われた使用者と労働者の契約は、法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

WEBで確認！
最低賃金制度
特設サイト



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済 検索

制度の特長

<p>1 経営者のための退職金制度</p> <p>小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。</p>	<p>2 掛金は全額所得控除</p> <p>掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。</p>	<p>3 受取時も税制メリット</p> <p>共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。</p>
--	---	---

他にもこんな特徴があります。

<p>契約者貸付けの利用が可能</p> <p>契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。</p>	<p>共済金の受給権は差押禁止</p> <p>共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。</p>
--	---

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

人も、会社も、元気にしよう！

中退共の退職金制度

「中退共」は国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全 | 国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

有利 | 掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単 | 社外積立で管理が簡単
退職金試算額などもお知らせ。

○パートタイマーさんも加入できます。
○他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください **中退共** 検索 <http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234

SHOP INFORMATION

お店 拝見



大井 末廣軒



今回は大井にある和菓子処「末廣軒」さんにおじゃまして、ご主人の兼井康夫さんにお話を伺いました。

◆お店はいつから営業をされているのですか？

昭和初期に祖父が創業しました。私は3代目で、30年ほど前に後を継ぎました。

◆商品へのこだわりや、心がけていることはありますか？

まずは、自分が食べておいしいと思えるお菓子を作ることです。



◆お店の看板商品を教えてください。

やはり祖父の代から続く「たこつぼもなか」です。

昨今は地元の方々のみならず、遠方よりわざわざ足を運んでくださるお客様も多いので、嬉しい限りです。



◆これまでお店を営業されてきて、印象に残っている出来事などはありますか？

ご結婚の内祝いの引菓子を丸2日間徹夜の作業で仕上げ、納品先の名古屋の料亭さんまで睡魔と闘いながら車を運転してお届けしたことです。特別注文でとにかく手間のかかる仕事だったので、印象に残っています。

◆ご主人の趣味や好きなことは何ですか？

趣味や好きなことは多い方なのですが、その中でも12年ほど前から沖繩の三線（さんしん）を先生について習い始め、一昨年、琉球民謡登川流の教師免許をいただくことができました。



◆最後に、今後の抱負を教えてください。

お客様のご期待を裏切ることを無いよう、引き続き日々精進していきたいと思っております。

◆本日はお忙しい中ご協力をいただき、ありがとうございます。

【住所】
南知多町大井真向 2-1
【TEL】
0569-63-0319
【営業時間】
9:00～18:00
【定休日】
毎週 火曜日、
毎月 第2火～水曜日
【駐車場】
4台